

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 都市計画課

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
都市計画法	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可	令和7年4月1日
1 根拠条項 第53条第1項 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 一 政令で定める軽易な行為 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 四 第十一条第三項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの 五 第十二条の十一に規定する道路（都市計画施設であるものに限る。）の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの 関係条項 都市計画法（昭和43年法律第100号）第54条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第37条から第37条の4まで 2 審査基準 法令に明記されているため、設定の必要なし。 3 標準処理期間 30日		